

「海南市議会基本条例」検証表

令和4年8月31日

評価の見方 A：達成できたもの B：できている（更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する）
 D：条文を改正する E：その他 —：評価の対象としない

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
（前文） 地方分権一括法が施行され、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められています。 このような中、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会は市民の負託を受けた議事機関として、これまで以上に執行機関の監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化する必要があります。 このため、海南市議会は、平成25年に議会改革ワーキンググループを設置し、「開かれた議会」、「活力ある議会運営」、「積極的な政策提言」の3点を議会改革の方向性として定め、調査研究を行い、翌年に設置した議会改革特別委員会において、さらにその議論を積み重ねてきました。 そしてここに、海南市議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、民主的な市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与するため、海南市議会における最高規範としてこの条例を制定し、全力をあげてこの条例の理念と目的を達成することを誓います。	—	前文は、本条例制定の経緯や理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	—
（目的） 第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の役割を明確にするとともに、議会及び議員の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、民主的な市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。	—	第1条から第3条は、本条例の基本的な考え方や、議会または議員の理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	—

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(本条例の位置づけ) 第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例と整合性を図らなければなりません。	—	第1条から第3条は、本条例の基本的な考え方や、議会または議員の理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	—
(基本方針・理念) 第3条 議会は、二代表制の一翼を担う議事機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとします。	—		—
2 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市民の意見を市政に反映させます。	—		—
(議会の活動原則) 第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。 (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。 (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。 (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。 (7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。 (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	—	第4条は、議会活動の原則について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	—

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(議員の活動原則) 第5条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めます。 2 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議会活動について市民への説明に努めます。 3 議員は、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動します。 (政策提案及び政策提言) 第6条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案及び政策提言を行います。	—	第5条は、議員活動の原則について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	—
(政策提案及び政策提言) 第6条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案及び政策提言を行います。	B	【取組状況】 ・発議は4年間(平成30年度～令和3年度)で27件行っている。 ・決算審査に係る意見書は市長に毎年提出している。 【意見・課題・問題点】 ・更なる政策提案の努力が必要ではないか。 ・発議が多くできている。 ・一般質問後の進捗を確認していく必要があるのではないか。 ・今後も引き続き発議を増やしていくことで議員の努力が理解され、また、課題・問題点も出てくるのではないか。	発議の状況について、他市との比較を行う。

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(政務活動費) 第 7 条 政務活動費の交付を受けた議員は、別に条例で定めるところにより、適正に使用しなければなりません。	A	【取組状況】 ・収支報告により「政務活動費使途基準」に基づき適正に活用していることを確認している。 【意見・課題・問題点】 ・収支報告等の確認ができており、基準に基づき適正に活用できている。	特になし
2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を公開しなければなりません。	A	【取組状況】 ・政務活動費の支出結果はホームページ、議会だよりで公表している。 ・領収証等の詳細な内容は議会図書室で公開している。 【意見・課題・問題点】 ・将来的にはホームページでの領収書の公開を視野に入れるべきである。	特になし
(災害時の対応) 第 8 条 議長は、市が災害対策本部又は国民保護対策本部を設置したときは、市の災害対策及び災害復旧に寄与するため、海南市議会災害対策支援本部を設置するものとします。	— ※	【取組状況】 ・議会災害対策支援本部の設置実績はない。 【意見・課題・問題点】 ・災害時に議員が取るべき対応について、更なる協議が必要ではないか。 ・タブレットによって委員会に出席できるよう、早期に条例の改正を行うべきである。 ・本条例制定時においては、感染症を想定していなかったため、感染症を考慮した検証を今後行うべきである。 ※災害対策本部・国民保護対策本部設置の実績がないことから、評価の対象としない。	—

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
2 議員は、海南市議会災害対策支援本部が設置されたときは、別に定めるところにより、迅速かつ適切に行動するものとします。	— ※	【取組状況】 ・災害対応マニュアルの見直しを適宜行っている。 ・毎年「災害用伝言サービス 171」の訓練を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・災害対応マニュアルの検証が十分とはいえない。 ・災害時に適切に対応できるよう、年1回は内容を確認する必要がある。 ※災害対策本部・国民保護対策本部設置の実績がないことから、評価の対象としない。	災害伝言サービスの訓練だけでなく、災害対応マニュアルの検証及び、それに基づく訓練を実施する。
(説明責任) 第9条 議会は、市民への説明責任を果たすとともに、各種情報メディアや多様な機会等を活用し、情報公開に努めます。	B	【取組状況】 ・議会だより（年4回発行）やホームページで、議会の情報発信をしている。 ・本会議のライブ・録画配信、委員会の録画配信をしている。 ・フェイスブックによる広報を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・（取組状況のように）議会から発信しているものの、市民の方にどのくらい伝わっているか分からない。 ・ホームページやフェイスブックの閲覧数を増やす取組が必要ではないか。 ・会議終了から録画配信が始まるまで時間がかかっている。	海南市議会のホームページをより見てもらいやすくなるよう取り組む。 広報やフェイスブック等を通じ、議会について市民により伝わるよう取り組む。 録画配信の配信までの時間の短縮を図る。

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(意見交換会) 第 10 条 議会は、市民の多様な意見を把握し、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けます。	B	【取組状況】 ・意見交換会は 4 年間(平成 30 年度～令和 3 年度)で 7 回実施している。 【意見・課題・問題点】 ・意見交換会においては、当局への要望が多く、議会としては対応が難しいのではないかと。 ・各種団体との意見交換は実施しているが、市民との意見交換会は難しい面があるため、広く市民を対象とした「議会報告会」について検討するべきではないかと。 ・コロナ禍であったため、回数が少ないのはやむを得ない。	広く市民を対象とした意見交換の開催について協議する。
(請願者及び陳情者の説明機会) 第 11 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議において、必要があると認めるときは、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるものとします。	B	【取組状況】 ・請願人から意見を聴く機会を 4 年間(平成 30 年度～令和 3 年度)で 5 回設けている。 【意見・課題・問題点】 ・過去に比べると請願人の意見を聴く機会を持てているが、委員会の中で聴くようにすべきである。 ・紹介議員に質疑を行うことで請願に関する意見を聴けている。 ・費用弁償、議事録等について将来的に検討してはどうか。	請願人から意見を聴く方法について協議する。
(公聴会及び参考人制度の活用) 第 12 条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の意見及び専門的知見を議会活動及び政策立案に反映させるよう努めます。	A	【取組状況】 ・海南市議会議員の定数について公聴会を実施し、公述人から意見等を伺ったうえで条例改正を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
第 13 条 議員は、一般質問を行う権利を有します。	B	【取組状況】 - 平成 30 年 6 月定例会から令和 4 年 2 月定例会における一般質問者数は平均で 1 定例会につき約 9.5 人となっている。 【意見・課題・問題点】 - 緊急質問について、本条例に規定する必要があるのでは。 - 質問者に偏りはあるが、できているのではないか。 - 議案の内容と一般質問の内容が重なった場合、一般質問しづらいので、議案審議を一般質問より先にするなど日程についての検討が必要ではないか。	議案審議と一般質問の順序について検討する。
2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に対し、事務の執行の状況、将来に対する方針等について所信を質し、報告若しくは説明を求め、又は疑問を質すことを目的とします。	B ※	【取組状況】 この目的に則って一般質問を行っている。 【意見・課題・問題点】 特になし ※特段の課題はないが、より一層努力をしていくという観点から B 評価とする。	特になし
3 再質問を行う場合においては、論点及び争点を明確にするため、一問一答制とします。	B ※	【取組状況】 再質問から、一問一答としている。 【意見・課題・問題点】 特になし ※特段の課題はないが、より一層努力をしていくという観点から B 評価とする。	特になし

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(質疑) 第 14 条 議案等に対する質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとします。	B	【取組状況】 ・できる限り通告し、論点や争点が明確になるよう努めている。 【意見・課題・問題点】 ・質疑は、要望で終わらないようにすべきである。	特になし
(反問権) 第 15 条 本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質疑又は質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、議長又は委員長長の許可を得て、当該議員に対し、反問することができるものとします。	— ※	【取組状況】 ・これまで、反問権の行使はない。 【課題・問題点】 ・当局は反問権を使いづらいのではないか。 ※反問権は議員が行使するものでないため、評価対象外とする。	特になし
(政策提案の説明要求) 第 16 条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、論点を明確にし、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めます。 (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 関係法令、条例等 (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算	B	【取組状況】 これらの事項を念頭に質問・質疑を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・以前実施されていた予算説明会など、政策について聞く機会をさらに求めるべきではないか。 ・以前と比べ、本条の 6 項目に留意した質問・質疑または答弁がなされているのではないか。	予算説明会を求めるか検討する。

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めます。	B	【取組状況】 ・総合計画について、「策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。」と条例で定めている。 【意見・課題・問題点】 ・防災公園の計画変更など重要な施策の決定、変更前には議会の意見を聞く場をより一層設けるべきである。	重要な政策について、議会の意見を聞く機会を求める。
(会派) 第 17 条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができます。	A	【取組状況】 ・現在は、会派を結成し、全議員が会派に所属している。 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし
2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めます。	A	【取組状況】 ・4年間(平成30年度～令和3年度)に政務活動費での視察を延べ10会派が実施している。 ・会派代表者会議を開き、調整、合意形成を図っている。 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし
3 議会は、会派間の公平性の確保と会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮します。	A	【取組状況】 ・会派に所属しない議員がいる場合は、その議員に議会運営員会の議事内容を説明している。 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(自由討議) 第 18 条 議員は、議員間で自由な討議を重ねて合意形成に努めるものとし、あらゆる会議において、自らの意見又は考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くします。	B	【取組状況】 ・決算審査に係る意見書を提出するため、毎年、自由討議を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・必要に応じてできているが、回数が少なく、あらゆる会議できているわけではない。 ・反対意見に対しても向き合う必要がある。	自由討議の実施回数を増やすよう努め、すべての議員が積極的に参加する。
2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとします。	B	【取組状況】 ・毎年、決算審査に係る意見書を市長に提出している。 【意見・課題・問題点】 ・毎年、決算審査に係る意見書提出を市長に提出し、市政に反映されているのではないか。	特になし
(会議の公開) 第 19 条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とします。	A	【取組状況】 ・平成 30 年 2 月定例会から録画映像をネット配信していたが、同年 11 月定例会からライブ配信を実施している。 ・常任委員会（総務・建設経済・教育厚生・予算決算委員会）は、平成 30 年 2 月定例会から、ホームページで録画映像のネット配信を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・会議日から録画配信開始までの期間が長い。	できるだけ早く配信できるよう努める。 フェイスブックで公開時期をアナウンスする。
(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、必要に応じて地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき議決事件を追加するものとします。	—	【取組状況】 — 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。	— ※	【取組状況】 — 【意見・課題・問題点】 特になし ※条例で定めることを規定しているのみであるため評価対象としない。	特になし
(附属機関の設置) 第 21 条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。	— ※	【取組状況】 ・実績なし 【意見・課題・問題点】 ・附属機関を設置するに至らなかった。 ※該当する事案がなかったことから、評価の対象としない。	機会があれば設置できるよう努める。
(議員研修) 第 22 条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施します。	A	【取組状況】 ・毎年度、議員研修を開催している。 【意見・課題・問題点】 ・コロナ禍においても可能なかぎり実施できた。 ・自身が所属しない委員会において、どのような研修・視察が行われたのかわからない。	研修内容（復命書など）をサイドブックに格納するなど、研修内容を共有する機会を持つ。
2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとします。	A	【取組状況】 ・各分野の専門家を招き議員研修を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・可能な範囲で実施できた。 ・研修が自分のものとなるよう議員各自の一層の努力が必要である。	機会があれば市民等との研修を実施する。

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
3 議会はこの条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、この条例のほか議会関係法令等に関する研修を行うものとします。	B	【取組状況】 ・ 前回の改選後に、議会基本条例に関する研修を実施した。 【意見・課題・問題点】 ・ 地方自治法に特化した研修を受けていない	議会関係法令等の研修を実施する。
(議会図書室) 第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図ります。	B	【取組状況】 ・ 各議員からの意見に基づき、平成30年度以降においては、平成30年度に45冊、令和元年度に38、令和2年度に26冊、令和3年度に27冊を購入した。 【意見・課題・問題点】 特になし	図書の内容について適宜検討する。
2 議会図書室は、誰でも利用することができます。	C	【取組状況】 ・ 議会図書室を常時開放している。 【意見・課題・問題点】 ・ 議会図書室の活用が少ないのではないか。	市民に対しての広報を検討する。
(予算の確保) 第24条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めます。	B ※	【取組状況】 ・ タブレット、電子黒板など、必要な予算を確保している。 【意見・課題・問題点】 特になし ※特段の課題はないが、より円滑な議会運営に努めるべきとの観点からB評価とする。	特になし

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(議会事務局の拡充) 第 25 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図ります。	B	【取組状況】 ・令和 3 年度から、A I 議事録作成支援システムを導入したことにより、委員会の会議概要の早期調製及び事務の効率化が図られている。 【意見・課題・問題点】 ・人員が減ったことで、特別委員会などへの対応に不安がある。 ・事務局の人数が減って運営に問題が出ていると思われる。 ・十分なスキルを持った職員を確保すべきである。 ・議員数が減る場合、事務局職員は増とすべきである。	職員の拡充を検討する。
2 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めます。	B ※	【取組状況】 ・議会活動に必要とされる情報の提供に努めている。 【意見・課題・問題点】 特になし ※特段の課題はないが、議員が必要とする情報の提供により一層努めるべきとの観点からB評価とする。	特になし
(政治倫理) 第 26 条 議員は、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければなりません。	A	【取組状況】 ・令和 2 年 6 月定例会において、議会議員政治倫理条例を制定している。 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし
2 議員は、品位を損なうような行為を慎むとともに、その職務に関して疑惑を招くおそれのある行為をしてはなりません。	A	【取組状況】 ・議員一人ひとりが意識を高く持ち、順守している。 【意見・課題・問題点】 ・反社会的な団体からのアプローチに対する注意が必要である。	この条文を遵守する。

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
(議員定数) 第 27 条 議員定数は、別に条例で定めます。	— ※	【取組状況】 ・ 条例で定めている。 【意見・課題・問題点】 特になし ※条例で定めることを規定しているのみであるため評価対象としない。	特になし
2 議員定数については、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測、常任委員会の構成人数等を総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮するものとします。	A	【取組状況】 ・ 議員定数検討特別委員会において、公聴会を開催し、市民の意見を聴いたうえで、令和 3 年 11 月定例会で定数を 20 から 18 に改めている。 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし
(議員報酬) 第 28 条 議員報酬は、別に条例で定めます。	— ※	【取組状況】 ・ 条例で定めている。 【意見・課題・問題点】 特になし ※条例で定めることを規定しているのみであるため評価対象としない。	特になし

条 文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
2 議員報酬については、社会経済情勢、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測等を総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮するものとします。	B	【取組状況】 ・コロナウイルス感染症により影響を受けた市民・市内事業者などの痛みになんらかの形で寄り添うため、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、報酬月額及び期末手当を、それぞれ10%に相当する額を減額している。 ・人事院勧告に基づき期末手当の改定を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・議員報酬を自らが決めることは難しい。	特になし
(見直し手続) 第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、議会運営委員会においてこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、随時、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正を含め適切な措置を講じます。	A	【取組状況】 ・令和4年4月の一般選挙後に初となる検証を実施した。 【意見・課題・問題点】 特になし	特になし